

知らなかったでは済まされない

建設業の技術者制度

1 「技術者の現場配置に誤りはないか」

木田社会保険労務士事務所 所長

木田 修

建設工事の施工にあたって技術者の存在がいかに重視されているかは、建設業法の目的やその指導内容からもはっきりと読み取ることができます。

国土交通省から出されたマニュアルによれば、建設業の技術者の意義について、「高度な技術を有する技術者が施工現場において、その技術力を十分に発揮することにより、不良施工や一括下請けなどの不正行為を建設市場から排除し、建設工事の適正な施工の確保および建設業の健全な発展を図るため、主任技術者や監理技術者制度が適切に運用される必要がある。」旨述べられています。

本誌では、建設工事の施工現場における技術者の専任制など、建設業の技術者制度について本号からシリーズで掲載します。

建設業者は、適正な資格や経験等を有する技術者を工事現場に配置して、その技術力を十分に発揮し、施工技術上の管理を適正に行わなければなりません。

このため、一般建設業者は主任技術者を、特定建設業者は監理技術者を、それぞれの工事現場ごとに配置しなければならないのが原則です。

● 一般建設業者は工事現場ごとに主任技術者を置かなければならない

建設業者は、工事現場ごとに主任技術者または監理技術者を置かなければなりません。このうち主任技術者を置かなければならないのは、監理技術者を置かなければならないとされている特定建設業者を除くすべての建設業者です。したがって、一般建

設業者は元請であると下請けであることを問わず、建設工事を施工するときは、工事現場ごとに主任技術者を配置しなければなりません。

主任技術者になるための資格には、実務経験や国家資格などがありますが、1級または2級の土木施工管理技士の資格のある者は主任技術者になることができます。

また、土木施工管理技士の資格で行うことのできる建設工事は「土木工事、とび・土工工事、塗装工事、石工事、鋼構造物工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事」の8業種とされています。

● 特定建設業者は工事現場ごとに監理技術者を置かなければならない

特定建設業者が発注者から直接請負った建設工事

を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計（下請契約が2以上あるときはそれぞれの請負代金の総額）が3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円）となる場合には、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

監理技術者を置かなければならないのは、“発注者（施主）から直接請負って建設工事を施工する者”です。したがって、特定建設業者であっても発注者から直接請負った工事であれば、たとえ下請契約の請負代金の額が3,000万円以上であっても監理技術者を置く必要はありません。

また、発注者から直接建設工事を請負った者でも「下請を使わず直営で工事を施工するもの」、「下請として工事を施工するもの」、「下請代金の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）未満であるもの」は監理技術者を置く必要はなく、その場合は主任技術者の配置でよいことになります。

1級の土木施工管理技士の資格がある者は監理技術者になることができますが、1級の土木施工管理技士の資格者がいない場合に、2級の資格で監理技術者になろうとする者は、特定建設業の許可基準である工事の施工実績、つまり、発注者から直接請負った一件の工事代金の額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる工事について、指導監督の実務の経験を2級の資格取得後2年以上有することの認定を受けた者でなければなりません。

土木施工管理技士の資格で監理技術者になれる建設工事の範囲は、一般建設業と同じく「土木工事、とび・土工工事、塗装工事、石工事、鋼構造物工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事」の8業種です。

● 附帯工事には専門技術者を配置しなければならない

土木一式工事または建築一式工事の許可を受けた

建設業者が、それぞれ一式工事を施工する場合には、その一式工事に含まれる専門工事を含めて施工することができます。また、一式工事に含まれる附帯工事を合わせて請負うこともできます。たとえば、土木工事に附帯する設備工事等を含めて請負うことができるわけですが、その場合、一式工事に含まれる専門工事や附帯工事を自ら施工するときは、その専門工事を施工するために必要な資格のある主任技術者を配置するか、または主任技術者に相当する資格のある専門の技術者を配置しなければなりません。

もし、それらの専門技術者がいない場合には、それぞれの専門工事の施工に必要な建設業の許可のある下請負業者に施工させなければなりません。

ただし、専門工事や附帯工事の金額が建設業の許可を必要としない軽微な工事に該当する場合には、専門技術者の配置は義務づけられておりません。

許可を必要としない軽微な工事とは次に該当するものをいいます。

工事1件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事または延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事。

【筆者プロフィール】

木田修（きだ・おさむ）

建設業労働災害防止協会・（社）東京建設業協会・東京土木施工管理技士会に勤務し、平成10年11月に木田社会保険労務士事務所を開設。同年12月には建退共事務組合「建設労務管理指導センター」を設立。雇用・能力開発機構東京センターにて「雇用管理研修担当講師」を務める。『建設雇用管理チェックポイント100』（株労働調査会）、『建設フレッシュマン心得』（東日本建設業保証㈱）など著書多数。

